

ID: 213

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 青少年育成課

処分の概要	時間を延長しての育成の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市放課後児童クラブ条例施行規則 第8条の2第1項		
例 規 番 号	平成16年規則第4号		
【根拠条文】 (時間を延長しての育成の申請等) 第8条の2 児童に時間を延長しての育成を受けさせようとする保護者は、市長に申請を行い、その許可を受けなければならない。 2 第5条及び前条の規定は、時間を延長しての育成の申請手続等について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第4条の規定による申請」とあるのは「時間を延長しての育成の申請」と、「芦屋市放課後児童クラブ入会申請書(様式第1号。以下「入会申請書」という。)」とあるのは「芦屋市放課後児童クラブ延長育成利用申請書(様式第6号)」と、同条第2項中「前項の入会申請書」とあるのは「前項の利用申請書」と、「芦屋市放課後児童クラブ入会許可・不許可決定通知書(様式第2号)」とあるのは「芦屋市放課後児童クラブ延長育成利用許可通知書(様式第7号)」と、前条中「条例第5条の規定により、入会の許可を取り消し、又は出席を停止させたときは」とあるのは「時間を延長しての育成の許可を取り消したときは」と、「芦屋市放課後児童クラブ入会許可取消・出席停止通知書(様式第5号)」とあるのは「芦屋市放課後児童クラブ延長育成利用許可取消通知書(様式第8号)」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日